

札幌広域圏組合と札幌市との間の公平委員会の事務の委託に関する規約廃止に関する協議の件

平成31年（2019年）2月8日提出

札幌市長 秋元克広

札幌広域圏組合と札幌市との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を廃止する規約

札幌広域圏組合と札幌市との間の公平委員会の事務の委託に関する規約は、廃止する。

附 則

この規約は、平成31年8月1日から施行する。

（理 由）

札幌広域圏組合の解散に関する協議に伴い、公平委員会の事務の受託の廃止について、同組合と協議するため、本案を提出する。